

## Client Alert

8 February 2017

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子  
パートナー  
03 6271 9461  
[Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com](mailto:Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com)



ジョー・ダニエルズ  
パートナー (ヤンゴン)  
+95 1 255056 # 8857  
[Jo.Daniels@bakermckenzie.com](mailto:Jo.Daniels@bakermckenzie.com)

## ミャンマー投資委員会、投資制限対象業種リスト のドラフトを公表

先週、ミャンマー投資委員会は、投資制限対象業種リストのドラフトを公表した。これは、2016年ミャンマー投資法42条に基づくものであり、先の2016年第26号告示に代わるものである。

本ドラフトは、第26号告示より制限的な面もあるが、制限を緩和しているところもある。たとえば、本ドラフトが掲げる禁止業種の数は、第26号告示の倍になっている（国家のみに遂行権限があるとされる業種と、外国人には遂行できないとされる業種を合わせて24業種）。

外国人に禁止される業種として新たに追加されたものには、淡水漁業、畜産経営業、外国の病院への患者搬送、ツアーガイドサービス、ミニマーケット・コンビニエンスストア経営がある。

ミャンマー国民ないしミャンマー内国会社とジョイントベンチャーを組成しなければ遂行できない業種の数も27から34に増えた。この中で、929㎡以上の床面積で営まれる小売業については、ジョイントベンチャーを組成することにより外国人にも開放されるとされたことは、従来から小売業の分野に関し求められていたより明確な基準設定に応えたものとして、もっとも注目されかつ歓迎される改正点である。

対して、外国語の定期刊行物出版業がジョイントベンチャーを組成しなければならない業種に追加されたことは歓迎されざる改正点といえよう。また、淡水/海水でのエビの養殖業、作物の栽培・生産・国内市場向けないし輸出向けのディストリビューションがこのカテゴリに追加されたことも興味深い。

関係省庁の許可等を要するとされるカテゴリに属する業種の数は、大幅に増え、第26号告示で64業種であったのが、全部で136業種となった。

なお、本リストは現時点ではドラフトであるので、2016年ミャンマー投資法に基づく完全なMIC告示となるまでには大幅な変更が行われることもありうる。

制限対象業種リストの試訳（英訳）については、[こちら](#)を参照されたい。